

# 研究を振り返って

貫 芳 祐

米中デタントの分析が研究の出発であったが、*détente*, *rapprochement*, さらに協調はどのようにすれはうまれるのかといったことに関心があった。それ故に、G5, G7を通じての為替安定, 不均衡是正の国際政策協調に関心をもった。

ここから、ゲーム理論の枠組みを用いた協調の分析に進むことになった。当時法政で同僚であられた教授から、私がミシガン大院時代にコースを履修することができなかったローバート・アクセルロッド教授の著書『つきあい方の科学』を教えて頂いた。同書で、アクセルロッドは、アナトール・ラポポートの“しっぺ返し”戦略が様々な戦略モデルの参加するコンピュータ選手権で優勝するという実験結果を提示していた。ゲーム理論が協調研究の有力な理論であることを認識させられるものであった。

1993年には、法政での最初の在外研修でハーバードにゆき、1年間ゲーム理論の様々なコースにsit-inし、正確には理解できなかったものの、いろいろなモデルの概要を知ることができた。また、ロバート・コヘン (Robert Keohane) 教授の環境のインスティテューション・ビルディングのプロジェクトに聴講的に参加させて頂き、ゲーム理論の制度研究への適用の仕方を学ばせて頂いた。帰国後、ゼミ生とゲーム理論の基礎的教科書の学習を通じて、モデルの理解に努めた。

この経験から、ゲーム理論を用いての協調の研究は、欧州連合 (EU) に関わる制度構築・運用に適用できるのではないかと考えるに至った。2000

年に、二度目の在外研修をEUの首都ブリュッセルに近いルーバン・カソリック大 (the Catholic University of Leuven) で従事した。米国と大きく異なるヨーロッパ大陸の歴史と文化に驚かされた。後に経済学部と同僚の教授の方から、ヨーロッパでのゲーム理論のカンファレンスでは、一般的に、ゲーム理論家は非協力ゲームに関心を持っているのに対して、ヨーロッパの研究者は圧倒的に協力ゲームに関心をもっていると教えて頂いた。とても示唆に富むものであり、後に、この指摘がEUのガバナンスはEU法というルール (契約) に基づくものであり、協力ゲームのなかでのナッシュ交渉解を通じて展開される、すなわち契約理論で分析できる対象だとの認識に導くものであった。

契約理論をEU分析に持ち込もうとする試みの前に、2008年には、Johns Hopkins大の高等国際研究大学院 (SAIS) ボローニャ・センターで、ヨーロッパでは二度目の在外研修に従事した。2008年の世界金融危機の以前ではあったが、既に、国際行政法とも、ソフト・ローとも呼ばれるバーゼル委員会の自己資本比率規制は主として市場による競争圧力によって、各国の銀行規制当局にその遵守へと効力を持たせていると指摘されていた。国際会計基準も世界の主要会計基準をコンバージェンスさせることによって、グローバルに、企業に会計基準の遵守を通じてのガバナンスを行うものとして認識されていた。本来協調が困難とされる主権国家からなるアナーキーな国際システムにおいて、ソフト・ローと呼ばれる分野ではあるが、自己資本規制、WTOの紛争処理パネルの紛争処理機能等は、国境を越えて、グローバルな法の支配を実現している貴重なケースと考えられていた。SAISボローニャ・センターでは、これらソフト・ローとユーロ圏での安定・成長協定 (SGP) によるガバナンスの比較分析を行った。

ソフト・ローとの比較において、ユーロ圏の安定・成長協定はハード・ローとも言えるものであったと考えられる。ユーロ加盟国に財政赤字をGDP比3パーセント以下に抑えることを義務づけ、度重なる違反には最大GDPの0.2パーセントの罰金を課すというものである。ソフト・ローのよう

に拘束力を主として市場圧力に依存する間接的なものではなく、主権国に直接制裁金を課すという、国際政治の世界では画期的なものであった。主権国家間の関係に法の支配を規範としてのみではなく、現実的なガバナンスの装置として導入するというものであった。それゆえに、EUは超国家機構と呼ばれる所以であろう。

しかしSGPは加盟国に何度も違反されるも罰金を課すことができないという限界を露呈する。この問題をどのように分析するのかがユーロ圏の財政ガバナンスの焦点となっていた。2006-7年には、「ガバナンスの比較セクター分析」プロジェクト（法政大学比較経済研究所）で、ガバナンス理論、特に契約理論、不完備契約理論に触れることができた。

不完備契約理論では、第1期で、プリンシパルとエージェントが、エージェントの提供すべき製品の品質等について初期契約を結ぶ。第2期では、ある不確実性をもって品質が実現される。品質が約束された水準を満たさない場合、初期契約を破棄するよりも発生した品質不十分という事後的な不効率に対処するために両者は再交渉する。エージェントに品質改善への投資を促すためにプリンシパルは品質改善で生まれる余剰について、交渉力が同等であれば、半分を提供する。余剰の半分以上を事後的な不効率の克服のためのインセンティブとしてエージェントに提供しても、品質不良による契約破棄による利得よりも大きくなる。エージェントも契約破棄による利得よりも品質改良に努力（投資）することがその利益にかなう。こうした両者の選択の組み合わせが均衡となる。

EUの執行機関である欧州委員会にとっては、仏等による度重なる財政ルール違反に対し制裁金を課すより、財政赤字をGDP比3パーセント以下にするという目標実現年を繰り下げる譲歩を行っても、仏等からの財政赤字削減への努力を引き出すほうがよりおおきな利得となる。このように不完備契約理論を用いて、欧州委員会による財政赤字の削減をめぐるガバナンスを分析した。2015年には、パリ政治学院政治研究センターで不完備契約のユーロ圏財政ガバナンスの適用について研究に従事した。

EUの財政ガバナンスに不完備契約理論等を持ち込もうとする接近は、「ガバナンスの比較セクター分析」プロジェクトでの理論学習・修得なくしてはあり得なかった。同僚の教授の方々からの惜しめない理論のご教示に深く感謝するとともに、貴重な在外研修の機会を与えて下さった法政大学経済学部教授会に改めて深く感謝するものであります。また研究を支えてくれた、亡き最愛の妻に深く感謝します。